



島根県報

令和4年12月16日（金）

第 372 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則 (沿岸漁業振興課) 2

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者福祉課) 2

保安林予定森林（2件） (森林整備課) 2

解除予定保安林 (") 3

保安林の指定施業要件の変更（2件） (") 4

森林法第189条の規定による告示及び掲示（7件） (") 5

【公 告】

開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 7

【特定調達公告】

島根県統一端末基盤構築及び運用保守業務に係る随意契約の相手方等 (情報システム推進課) 8

島根県公共土木施設維持管理システム（第2期システム）開発業務に係る随意契約の相手方等 (技術管理課) 8

【正 誤】

平成30年12月11日付け島根県報第3,065号中 (砂防課) 9

公布された条例等のあらまし

◇島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則（規則第78号）

1 規則の概要

災害・経済変動等対応資金に係る融資対象者を追加することとした。（別表関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月16日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第78号

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則

島根県漁業振興資金融資規則（平成12年島根県規則第102号）の一部を次のように改正する。

別表災害・経済変動等対応資金の項中「漁業者」の次に「及び一般社団法人（漁業近代化資金金融通法施行令（昭和44年政令第209号）第1条第1号の規定に該当する一般社団法人であって、島根県の区域内における水産業の振興を目的とするものに限る。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第781号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和4年12月16日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社CHORAK U R & K	訪問介護	ながればし江津	江津市都野津町2363-7	令和5年1月4日

島根県告示第782号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年12月16日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

松江市八雲町東岩坂2807、2812

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第783号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年12月16日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

松江市東出雲町揖屋字須田谷1531-1、1531-2、1532、1533、3183-2、3183-3、3183-11、宇勝負平床3152-

1

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第784号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年12月16日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除予定保安林の所在場所

隠岐郡海士町大字知々井694(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び海士町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第785号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和4年12月16日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第786号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和4年12月16日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
隠岐郡西ノ島町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
西ノ島町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び西ノ島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第787号

令和4年島根県告示第484号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和4年12月16日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
浜田市長浜町1766-1	田村 又一

島根県告示第788号

令和4年島根県告示第710号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和4年12月16日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
浜田市弥栄町木都賀イ955	中山 敏美
浜田市弥栄町木都賀イ1536-1、イ1540-1、イ1540-続1、イ1541-1、イ1541-2	滝平 善一
浜田市弥栄町木都賀イ1569、イ1570、イ1570-1、イ1576、イ1577、イ1578-1、イ1578-2、イ1579-2、イ1579-3、イ1581、イ1599、イ1650からイ1652まで、イ2034、イ2038、イ2040、イ2041-1、イ2042、イ2042-1、イ2052-1、イ2052-2、イ2054、イ2099、イ2099-1、イ2099-2、イ2104-1、イ2107-1	佐々木 新藏
浜田市弥栄町木都賀イ1571、イ2037	佐々木 新藏
浜田市弥栄町木都賀イ1572、イ1578	佐々木 初太
浜田市弥栄町木都賀イ1575-続2、イ1575-内1、イ1583、イ1583-1、イ1583-2、イ2047、イ2048-1	佐々木 一男
浜田市弥栄町木都賀イ1578	久保 力太郎
浜田市弥栄町木都賀イ1587、イ1588、イ1588-1、イ1588-2、イ1589-1、イ2056、イ2056-1、イ2057-1	佐々木 正
浜田市弥栄町木都賀イ1602	佐佐木 繁峯
浜田市弥栄町木都賀イ1603-1、イ2031、イ2033	佐々木 美二
浜田市弥栄町木都賀イ1630、イ1633、イ1634-3、イ2055、イ2094	佐々木 繁峯
浜田市弥栄町木都賀イ1653、イ1655、イ1656、イ2100、イ2101、イ2103	佐々木 太朗
浜田市弥栄町木都賀イ2032-1、イ2104-2	佐々木 美朗

浜田市弥栄町木都賀イ2205-2	滝平 善一
浜田市弥栄町木都賀イ2206、イ2207-1、イ2209	滝平 トミヨ
浜田市弥栄町木都賀イ2709-1	中山 常太
浜田市弥栄町木都賀イ2735-2	藤間 定文
浜田市弥栄町木都賀ロ63	岩田 不佐市
浜田市弥栄町木都賀ロ63	坂根 清一
浜田市弥栄町木都賀ロ64	三浦 義隆

島根県告示第789号

令和4年島根県告示第606号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を大田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和4年12月16日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
大田市温泉津町今浦ハ1004	山城 正夫
大田市温泉津町今浦ハ1640-1、ハ1640-2	岩本 勇太郎
大田市温泉津町今浦ハ1653、1665	嘉戸 重正
大田市温泉津町今浦ハ1654-2	渡利 保
大田市温泉津町今浦ハ1662-2	西田 松四郎
大田市温泉津町今浦ハ1747	笹木 喜太郎

島根県告示第790号

令和4年島根県告示第552号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を大田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和4年12月16日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
大田市温泉津町吉浦615-8	嘉戸 勇

島根県告示第791号

令和4年島根県告示第709号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を大田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和4年12月16日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方
大田市温泉津町福光ハ1621-78、ハ1621-133、ハ1621-139	八幡宮

島根県告示第792号

令和4年農林水産省告示第1052号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を奥出雲町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和4年12月16日

島根県知事 丸山達也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方
仁多郡奥出雲町鴨倉1076	内田 栄左エ門

島根県告示第793号

令和4年農林水産省告示第822号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を奥出雲町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和4年12月16日

島根県知事 丸山達也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方
仁多郡奥出雲町上阿井2334-33、2334-38	内田 幸繁
仁多郡奥出雲町上阿井2587-15、2592-7	中西 治一

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年12月16日

島根県知事 丸山達也

1 開発区域

安来市宮内町字山辺314番1、315番1、316番2

面積 2,240.89平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取県米子市二本木1111番地1

本城硝子建材商事株式会社

代表取締役 本城 謙始

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和4年12月16日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

島根県統一端末基盤構築及び運用保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部情報システム推進課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和4年10月17日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

島根県統一端末基盤共同企業体

代表者 富士通Japan株式会社山陰支社 支社長 艸葉 美市博 島根県松江市学園南二丁目10番14号

構成員 FLCS株式会社中国支店 支店長 坂井 伸弘 広島県広島市中区大手町二丁目7番10号

5 随意契約に係る契約金額

3,571,741,800円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和4年12月16日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

島根県公共土木施設維持管理システム（第2期システム）開発業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部技術管理課 島根県松江市殿町8番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和4年10月7日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本電気株式会社 松江支店 支店長 宮尾 修二 島根県松江市袖師町2-38

5 随意契約に係る契約金額

48,830,100円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

正**誤**

平成30年12月11日付け島根県報第3,065号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所
6	島根県告示第767号の11(2)の表中

誤

益田市須子町イ109番地先道
” イ109番
” イ756番3
” イ756番4
” イ756番7
” イ756番6地先道

正

益田市須子町イ109番地先道
” イ756番6
” イ756番3
” イ756番5
” イ756番内1
” イ756番6地先道